

会 議 録

附属機関等の名称	宮代町国民健康保険運営協議会
会 議 の 名 称	令和3年第3回宮代町国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和3年10月20日(水)13時30分
開 催 場 所	宮代町保健センター2F会議室
出席委員の氏名	茂田委員、田口委員、中島委員、関根委員、石井委員、新井委員 井浦委員、稲山委員、小菅委員、鷺谷委員 合計10名(定員12名)
出席職員の職・氏名	高橋課長、高橋副課長、斎藤主査
会議の公開・非公開	公開
傍 聴 の 可 否	可(傍聴人なし)
会議資料の名称	・令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について (資料1) ・令和4年度国民健康保険税の見直しについて(資料2) ・令和3年度国保運営協議会委員選考実施要項(当日配布資料)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ
審議の内容 (発言者・発言内 容・決定事項等)	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議 題</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 《事務局より資料1に基づいて説明》</p> <p>【意見、質疑等】</p> <p>A委員 国保税を400万円減額した理由について、確認させて頂きたい。国保税の収入が減る見込みで、財政支援をしてもらうようであるが、歳入が減れば歳出も減らすはずであり、歳出を減らす努力をしたのか。</p> <p>事務局 今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のメニューに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免に対して、財政支援が得られることによる補正で、国民健康保険事業費納付金の財源に臨時交付金を充てる財源更正である</p> <p>A委員 県や国から交付金が出るということは、次年度に返還金が出ると思うが。</p> <p>事務局 現時点での減免申請の実績を参考に補正している。新型コロナウイルス感染症に感染した方の収入が3割減った分について減免するものを国県が財政支援してくれるという補正内容で、返還を伴うものではない。令和2年度は補助率が10/10で、今年度は補助率が7/10(内、国庫分4/10)で、一般会計を通して、残りの3/10の財源充当するものである</p> <p>A委員 減免申請増による増額は考えられないのか。</p>

事務局 納税通知書にも減免のお知らせを同封し、今後納期も減ることから、急激な増加はないと考える。

会 長 歳出を減らす取組については。

事務局 今回の補正予算については、減免するものを主に国県からの補助を財源に充てるもので、歳出を減らす取組は特にない。

A委員 税金の補填は、社保加入者からもあることを考える必要はある。

会 長 国県からの補助金については、積極的に確保頂き、予算立てしていただければと思います。

事務局 今後も収納率の向上を図るとともに、歳出削減についても、取り組んでいきたい。

(2) 審議事項

令和4年度国民健康保険税の見直しについて

《事務局より資料2に基づいて説明》

【意見、質疑等】

会 長 国保税見直しについて事務局から説明があったが論点を整理したいと思う。令和3年度は国保税見直しの年であったが、新型コロナウイルスの影響により、1年延期するとの答申をした。国保税率改正の諮問があった場合は0ベースで検討するものであるが、今回は、国保税率の見直しについて、「令和4年度宮代町国民健康保険税の税率（所得割・均等割）は据置とし、令和5・7年度に税率の見直しを行う。」という諮問をされている。今回の審議は、町の据置という判断が妥当かどうかを判断することになると思う。事務局からの説明があった通り、令和2年決算については黒字であり、前年度比で約1億円納付金が減ったということも踏まえて 審議を頂きたいという内容である。ただ、運営協議会の意見として、赤字を出してもいいというものではないので、当然、標準保険税率に近づけるということも訴えていかなければならない。今回の答申にどのように反映させていければいいのか、場合によっては付帯意見として加えることもできるので、広く協議して頂ければと考える。

A委員 個々の確認になるが、据置というのは5ページの現税率でやるのか、町標準保険税率でやるのか。私は現在の税率でやと思っている。

事務局 そのとおりである。

A委員 9ページに各市町の比較表が出ているが、均等割だけ見ると、宮代町が高い。なぜ、高いのか。10～12ページで示された各項目の標準保険税率は更に、高いものになっている。所得割との関わりもあると思うが。私は、所得割1本でやった方がいいと思っている。6ページの293万円以下の世帯が約2,700世帯あ

るが、これから県内一律化できるのか、疑問がある。前回答申したときに付帯意見として、例えばルールの見直し、データヘルス計画の実施等、進捗状況についても教えてもらいたい。

事務局 所得が少ない方に対し所得割を上げて、税収は望めない状況である。所得割と均等割のバランスについて、県の方針では50対50を目指しており、現役をやめた方が国保に加入してくる状況では、所得が他の医療保険に比べ低い傾向がある。均等割を国保加入者にかけることによって税金を確保していることが、宮代町の均等割を高くしている原因である。均等割については7・5・2割の減免があり、半数近くの世帯が減免の対象となっている。均等割を減免した分は国県町が公費で賄うという制度となっている。50対50が理想ではあるが、現税率では、応能割55、応益割45であることを説明させていただいている。

A委員 国保のルールでは、社保とか共済とかに属しない方が国保に入っており、国保にひずみが生じている、国民皆保険は理解できるが、収入の少ない方は他の医療保険に入れるという考え方もこれからは必要であると考えている。

B委員 宮代町と杉戸町は隣接しているが、9ページにあるように税率が違うのは、被保険者数、所得の関係、基金等の影響か。国保税率の格差があるが、最終的には県内税率統一で進めていくということによいのか。

事務局 各市町において、被保険者数や所得の状況、一般会計の財政状況等の違いはある。また、基金がある市町はそこで調整をしている。最終的には県内統一税率を目指している。

B委員 統一された場合、各市町で税率の格差がなくなるのか。

事務局 法定外繰入金については、各市町で赤字補填分、保健事業分等がある。準統一の内容として、算定方式(2方式・賦課限度額)、法定外繰入金の廃止等が、14ページに記載してある。準統一を令和9年度に向けて調整をしていくことが第2期県国保運営方針で定められている。現在、収納率で12ポイントの差があることから、その後に完全統一を目指すものである。

会 長 A委員から、国保制度が崩壊するとの意見があったが、県国保協議会において、国への陳情を行っている。医療保険制度の統一化(協会けんぽ・国保・共済組合等)、市町村国保が他の保険に加入できない方が集まる厳しい状況の中で国保の県運営の現実化等を陳情する形で行動している。これは、各市町国保協議会で検討できる問題ではない。均等割が高いのは、宮代町の国保加入者の所得に関連しているのも事実である。

事務局 所得の低い方にも負担して頂かないと、税収を確保できない。所得の少ない世帯には、均等割の7・5・2割軽減で税額が抑えられており、減免分については公費で賄っている。

A委員 昨年度の付帯意見の進捗状況については。

事務局 データヘルス計画については現在まとめており、出来次第、報告させて頂く。

A委員 事務の効率化を含め、付帯意見について具体的に書いてもらいたい。

会長 赤字解消の1/2ルールで、積極的に見直しをするという考えがあったと思うが、運協では指揮命令できない。付帯意見としての細かい事項については町の方で検討することでいいと思う。今回の答申に関しては、町の方針で進めていただきたい。それでは、国民健康保険税率の見直しについて、令和4年度宮代町国民健康保険税の税率（所得割・均等割）は据置とし、令和5・7年度に税率の見直しを行うことについて、据置の背景や現状などの説明や質疑を頂いたが、改めて何かご意見等はあるか。

A委員 コロナの影響について、どのようにみているのか。

事務局 県へ納める国保事業費納付金を計算する際、積算の基礎となる医療費や所得等の数値について、財政運営ワーキンググループで検討している。

会長 本協議会は令和4年度の国民健康保険税の税率の据置については諮問のとおりとすることによろしいか。また、答申書については、協議会において、頂いた付帯意見を取り入れ、よろしければ事務局と私の方でとりまとめ、町長へ答申することによろしいか。

【審議結果】

全員賛成

以上で審議終了

(3) その他

次期国保運営協議会委員の改選について

《事務局より資料に基づいて説明》

【意見、質疑等】

特になし